

建設リサイクルチェックポイント

【通知】

① 対象工事

特定建設資材を用いた建築物やその他の工作物の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事や土木工事等で、請負代金が 500 万以上の公共工事(建設副産物の搬出がない場合も対象)

② 提出期限

工事着手まで

③ 必要提出書類

通知書、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、工程表、位置図(現場調査可能な詳細なもの)

④ 通知書について

氏名や住所等記入漏れ

宛先は堺市長

建築物以外のものに係る解体工事または新築工事等のチェック

請負代金 500 万以上 (1,000 円単位を四捨五入した額を記入)

工期(工事着手予定日等)と工程表が合っているか

⑤ (様式 1・イ再生資源利用計画書ー建設資材搬入工事ー)について

1. 工事概要

発注担当者チェック欄にはサインか印鑑をもらう

工事名、請負会社名、建設業許可または解体工事業登録等の記入漏れ

2. 建設資材利用計画

再生資源利用率、再生資材の供給元は再生資材を利用した場合のみ記入
(未使用の場合は記入不要)

⑥ (様式 2・ロ 再生資源利用促進計画書ー建設副産物搬出工事用)について

特定建設資材廃棄物と建設汚泥は必ず再生資源利用促進率が 100%

(現場内利用、工事間利用ができない場合は必ず再資源化施設に搬出)

その他の建設廃棄物においては、再資源化施設に搬出することが原則。しかし、必ず 100%である必要はない。

建設発生土も、現場内利用、工事間利用ができない場合は必ず再資源化施設に搬出することが原則。(真にやむを得ない場合は受入地へ搬出)